

御注意

4 3 2 1

黒のボールペン又は、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

〔宛名番号〕の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。

ただし「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。

また「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では「1」の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税の市町村長に送付してください）。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

理 由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄
	1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	